

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（概要）

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）により、介護福祉士試験の受験資格が改正され、平成27年度国家試験（平成28年1月予定）から、3年以上の実務経験者に6ヶ月以上の実務者研修の受講が求められることから、実務者研修を実施する養成施設の指定基準を新たに定める。

<実務者養成施設の指定基準>

(1) 教育内容に関する基準

- 研修時間数を450時間以上とすること。
- 昼間課程・夜間課程のほか、通信課程を設けることが可能。
（介護過程Ⅲ（ケーススタディ等による教育）、医療的ケアのうち演習については、面接授業により行う）

(2) 教員に関する基準

- 一定数の専任教員を有すること。
- 専任教員のうち一人、介護過程Ⅲを教授する教員、医療的ケアを教授する教員は、それぞれの講習会を修了した者であること等を要件とすること。

(3) 施設設備等に関する基準

- 教育上必要な機械器具、必要数の教室を備えること。
- 経営方法が確実であること。教育内容等の情報が開示されており、虚偽・誇大でないこと。 等

○ 実務者研修を受講しやすくするための制度

- ① 訪問介護員研修、介護職員基礎研修等のほか、地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合には、**科目単位での履修認定**を認めることが可能。
- ② 適切な水準が確保されていることを要件として、実務者養成施設で実施する**教育内容の一部を他の養成施設等に実施させる**ことが可能。

（注）3年以上の実務経験者が実務者研修を修了した場合は、平成24年度の国家試験から、実技試験を免除することとする。

施行日：平成27年4月1日（ただし、法律の規定により、施行日前から実務者養成施設の指定をすることが可能）

実務者研修の概要

○ 実務者研修の内容

(1)目的

- ① 1,800時間課程のうち、実務経験のみでは修得できない知識・技術を中心に構成。
- ② 原則として、科目をⅠ・Ⅱに分割。既存研修による科目単位での履修認定を認める。
Ⅰ：基本的事項(就業初期の段階で受講することが望ましい事項)
Ⅱ：応用的事項(知識・技術の効果的な定着・向上を促す観点から、一定の実務を経た後に受講することが望ましい事項)
- ③ 多様な教育主体によって教育が担われる(科目単位での履修認定を認める)ことから、教育水準を担保するため「到達目標」を規定し、基準化。

(2)面接授業について

- ① 面接授業の時間数は、最低限「45時間(：ケーススタディ(応用的な事例を用いて実践力を養成する)、介護技術の評価、通信教育等で修得した知識の修得度確認) + α(：医療的ケアのうち演習)」。
- ② 他の学校・養成施設、介護実習Ⅱを行う施設・事業所に実施させることが可能。

(3)通信課程での評価

- 科目ごとにレポート(課題)を提出し、添削指導、評価。

実務者研修に係る履修認定について

1. 概要

- 実務者研修については、訪問介護員研修、介護職員基礎研修等のほか、地域の団体等で実施されている研修（「地域研修」という。）であって、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合には、実務者研修の実施者の判断により、科目単位での履修認定を認めることが可能。

2. 履修認定の対象となる地域研修の要件

- ① 履修認定の対象となる内容の時間数は、履修認定科目の時間数以上であること。
- ② 実務者研修カリキュラムにおける「教育に含むべき事項」が含まれていること。
- ③ 到達目標に到達していることを評価すること。

届出の必要ない研修にかかる履修認定科目について

教育内容	時間数	訪問介護員研修			介護職員基礎研修	その他 全国研修
		1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30	○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20	○	○		○	
コミュニケーション技術	20	○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○	○		○	
介護過程Ⅱ	25	○			○	
介護過程Ⅲ (スクーリング)	45				○	
発達と老化の理解Ⅰ	10	○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20	○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○			○	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20	○			○	認知症実践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○			○	
障害の理解Ⅱ	20	○			○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60	○			○	
医療的ケア	50(※)					喀痰吸引等研修
実務者研修 受講時間数	450	95	320	420	50	

※「医療的ケア」には50時間とは別に演習を修了する必要があります。